

第31回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和8年1月26日(月) 午前10時50分
- 2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室
- 3 日程
 - 日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 業務報告について
 - 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第6 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について
 - 日程第7 報告第1号 第6回農地小委員会の報告について
 - 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第10 報告第4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員
 - 2番委員 吉清水 秀明
 - 3番委員 主濱 学
 - 4番委員 佐藤 恵一郎
 - 5番委員 熊谷 喜彦
 - 6番委員 高橋 敏彦
 - 7番委員 勝田 徹
 - 8番委員 太田 豊
 - 9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

 - 南部地区担当 工藤 誠
 - 西部地区担当 桑原 和男 以上2名
- 5 欠席委員 農業委員
 - 1番委員 新田 義修 以上1名
- 6 説明のために会議に出席した者
 - 農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子
 - 同 総括主査 佐藤 泰生

同
同

主任主査
同

細川 直樹
大村 和臣

開会時刻 令和8年1月26日（月） 午前10時50分

佐々木事務局長 只今より第31回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては5番熊谷喜彦委員と6番高橋敏彦委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第31回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年12月26日から令和8年1月26日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第30回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、近隣に居住する譲受人が買い受けることとなった案件です。譲受人は新規就農者であるため、この説明に続いて委員長報告をいただきますが、昨年12月25日に開催した第6回農地小委員会において審議済みとなっております。

以上から議案第1号については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がございますので、日程第7、報告第1号、第6回農地小委員会の報告について、農地小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長 農地小委員会委員長の高橋です。それでは私の方から、第6回農地小委員会の結果を報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。

昨年12月25日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、新規就農予定者に対する聞き取り調査及び令和6年度新規就農者のフォローアップについて協議を行いました。

始めに新規就農予定者に対する聞き取り調査についてですが、予定者は本議案の整理番号1番にある譲受人であり市内に住む40代の男性です。議案にあるように自宅近隣の農地約15アールの畑の所有権を取得し有機農法により雑穀の栽培による営農を計画しており、生産物は道の駅等での販売を予定しているとのことでした。農業経験については実家が専業農家でこれまでも農業に携わっており、現在も実家で雑穀の栽培に取り組んでいるため技術、知識は十分に備えていることが確認できました。農機具は既に所有しており今後さらに購入する計画があること等から、農業を行う意欲は十分あるように見られました。以上から総合的に判断して就農に問題ないものと見受けられました。

次に令和6年度新規就農者のフォローアップについてですが、農地の管理状況に問題ないことは確認しましたが、フォローアップの実施方法について改善する必要があるとして、引き続き検討していくことといたしました。

以上で報告を終わります。

議長 今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、工藤誠推進委員、桑原和男推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告を高橋委員にお願いします。

高橋委員 6番の高橋です。それでは私の方から議案第1号について、令和8年1月16日に工藤推進委員及び桑原推進委員と現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の現地は、農地として利用できる状況であることを確認しました。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないものと考えられます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、南側が住宅地に接して集落を形成していることから、農地転用目的の不許可の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 推進委員の工藤です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、ふうりん保育園から北西へ約350メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み農地、西側及び北側は農地、南側は宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号4番は、私9番駿河が該当します。

つきましては、整理番号4番を先に審議し、次に整理番号4番を除いた残りの案件をまとめて審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

それでは、議案第3号のうち整理番号4番を審議いたします。議事参与の制限がありますので、私9番駿河が退席します。議長を太田会長職務代理者と交代いたします。

(9番駿河委員退席)

(太田会長職務代理者議長席に移動)

議長 それでは議事を進行いたします。
事務局より説明させます。

大村主任主査 議案第3号のうち整理番号4番について補足説明いたします。議案書は14ページ及び19ページをご覧ください。

整理番号4番は、これまでの耕作者より解約の申し出があったことから、所有者、地域の農業委員及び地域の担い手法人が協議し、地域の担い手法人に利用権を移転することとなった案件です。

以上、本案件は農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件につきましては再配分の案件のため現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号のうち整理番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号のうち整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。
9番駿河委員の入場を許可します。

(9番駿河委員入場)

議長 9番駿河委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。
ここで議長を交代いたします。

(太田会長職務代理者8番議席に移動)

(駿河会長議長席に移動)

議長 それでは議事を進行いたします。
 続きまして、議案第3号のうち整理番号1番から3番まで及び5番から8番までを審議します。
 事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第3号のうち残りの案件について補足説明いたします。議案書は13ページから18ページまでと20、21ページをご覧ください。

 整理番号1番は、新規就農相談を受けて地域の推進委員が調整を図り権利の設定に至った案件です。主に自家消費目的であることから事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当委員が確認したところ、ジャガイモ、ナス及びサツマイモ等を作付する予定で、機械の所有状況や労働力等を含め就農には問題がないと判断されました。

 整理番号2番は、中間管理事業の契約が既に満了していたものの同じ耕作者が今後も耕作する計画となったことから、改めて中間管理事業での契約を行うこととなった案件です。

 整理番号3番は、これまでの耕作者より解約の申し出があったことから、所有者、地域の農業委員及び地域の担い手法人が協議し、所有者に利用権を移転することとなった案件です。

 整理番号5番から8番までは、当事者間の調整により、地域の担い手に利用権を移転することとなった案件です。

 以上、本案件についてはいずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

 以上で説明を終わります。

議長 本案件のうち整理番号3番及び5番から8番までは再配分の案件のため現地調査を省略しております。

 本案件のうち整理番号1番及び2番の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番及び2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

 こちらの現地は、全て耕作あるいは農地として利用できるよう管理されていることを確認しました。

 また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

 以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番から3番まで及び5番から8番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番から3番まで及び5番から8番までについては原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書24ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、第31回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和8年1月26日(月) 午前11時15分

議 長 _____

会議録署名人 5 番委員 _____

会議録署名人 6 番委員 _____

これは原本である。

令和8年1月26日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一